

◇職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 1年につき1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態の育児職務免除の請求に関し必要な事項等を定めることにしました。
- 2 育児職務免除の取得時間帯の制限を廃止することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和7年10月1日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)